

尼崎市住環境の向上のための建築等の規制
に関する条例のあり方について（答申）

平成18年7月4日

尼崎市住環境整備審議会

平成18年7月4日

尼 崎 市 長
白 井 文 様

尼崎市住環境整備審議会
会 長 多 胡 進

尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例のあり方について（答申）

平成17年11月14日付尼開指第85号によって諮問のありましたみだしのことについて、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

以 上

目 次

はじめに	1
1 条例規制の必要性等について	2
2 新たな規制手法の確立について	3
3 規制対象施設の建築等の同意に際して、 設備構造等の事前協議制度の新設について	9
4 規制対象施設の建築等の同意に係る審査について	9
5 建築等の同意に係る周辺住民等への参画機会の確保と事前周知について	10
6 実効性の確保について	11
参 考	12
おわりに	16

はじめに

尼崎市においては、昭和58年12月に「尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例」（以下「現行条例」という。）を制定して、遊技場（ぱちんこ屋、ゲームセンター等）及びラブホテルについて、商業地域以外の地域での新たな建築等の規制を行ってきた。

現行条例は制定されてから既に20年以上が経過し、市域の市街地の住環境の変容、住環境に対する市民意識の変化など社会情勢の変化によるこうした施設の規制のあり方や規制手法など一定の見直しの時期に至っている。これとともに、尼崎市の現行条例と風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営法」と略称する。）などの法令による規制目的との違いを明確にするための見直しが課題となっている。

このような経緯から、平成17年11月14日に尼崎市長から「尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例のあり方について」諮問があった。

これらの課題を解決するための方策として、本審議会は次のとおり提言する。

なお、審議にあたっては、

- ① 条例で規制する目的の明確化
- ② 目的に沿った規制手法のあり方

について審議を行い、次に市長が建築等の同意を行うにあたって新たに設ける制度等として、

- ③ 設備構造等の事前協議制度
- ④ 建築等の同意について必要な事項を調査審議する審査会のあり方
- ⑤ 建築計画の事前周知制度

について審議し、最後に

- ⑥ 条例の実効性を確保する条例違反に係る公表及び罰則規定
- について審議した。

1 条例規制の必要性等について

遊技場（ぱちんこ屋、ゲームセンター等）及びラブホテルについて、現行条例は、風営法及び同法に基づく兵庫県条例による規制以上の広範かつ厳しい規制をしているが、以下に検討するように、これらの施設を規制する理由及び必要性、さらにどのような規制をすべきかについて考える必要がある。

現行条例では、「人間性ゆたかな職住都市づくりの一環として、本市市域内における住環境の向上に適さない施設」として、ぱちんこ屋、ゲームセンター等及びラブホテルについて規制している。

すなわち、規制対象となっている施設は「遊技場」として「ぱちんこ屋、ゲームセンターその他風営法第2条第1項第7号の営業（まあじゃん屋を除く。）又は同項第8号の営業の用に供するための施設」（現行条例第2条第1項第1号）を挙げている。このため、遊技場として規制の対象となる施設には、ぱちんこ屋、ゲームセンター等が含まれる。また、ラブホテルとは「人の宿泊又は休憩に供するための施設のうち専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とする施設で、規則で定める構造及び設備を有しないもの」としているため、風営法に定められたラブホテル及び法律の適用されない（又は法律の定義するラブホテルには含まれない類似施設）ラブホテル類似施設が含まれる（現行条例第2条第1項第2号）。

現行条例では、ぱちんこ屋等の遊技場とラブホテル等とも「人間性ゆたかな職住都市づくりの一環として、本市市域内における住環境の向上に適さない施設」とされているが、先に述べた社会状況の変化等を踏まえ、なぜこれらの施設が住環境の向上に適さないのか、また、両者を同一に扱ってよいかも再度検討する必要がある。

(1) 遊技場

遊技場（ぱちんこ屋及びゲームセンター等）については、風営法で規制されているが、現行条例では、「人間性ゆたかな職住都市づくりの一環として、本市市域内における住環境の向上に適さない施設」として、快適な住環境の向上を図り、併せて青少年の健全な育成に資するため、現在商業地域以外の地域での建築等を規制している。

当該施設については、建築基準法や風営法及び同法の委任を受けた兵庫県条例によって一定の立地規制が行われているが、尼崎市は、法律では立地可能な地域であっても、本市が目指すまちづくりを実現するために上記のように条例により必要な規制を行っている。

現行条例制定当時から問題となっている客を誘致するための派手な外観、大音量の音楽やアナウンスについては、利用層の広がりによって自粛する施設も増えつつあるが、依然として屋外広告、店内アナウンス・音楽などによって過度に射幸心をあおること、施設周辺での違法駐車・駐輪の多発・常態化、交通渋滞、開店前に客が順番待ちで列をつくるなど、こうした娯楽施設がもたらす児童や生徒をめぐる教育環境や静穏かつ安全

に安心して暮らせる生活環境への様々な影響は見過ごすことができない状況にあり、尼崎市の地域の特性に応じた独自の対策が必要であると認められる。

(2) ラブホテル

ラブホテルについても、法律による一定の立地規制が行われているが、現行条例により①遊技場と同様に商業地域以外の地域での建築等を規制し、②法律で規制対象としているラブホテルを含め、独自にラブホテルと類似する施設についても必要な規制を行っている。

風営法による定義ではラブホテルに該当しないホテルであっても、対面して受付を行うフロントを有しないものや外部から施設の玄関を見通すことができないものなど、法の網をくぐり抜け実態的にラブホテルの用に供する施設（ラブホテル類似施設）についてもラブホテルと同様な問題を生じることから、ラブホテルかどうかを独自に判断するため、より詳細に定義した設備構造基準による規制が必要である。

現行条例制定当時に建築されたラブホテルは、性的な刺激を与える外観を有するものが問題となっていたが、利用客のニーズの広がりによってファッショナブルな外観の建物が建築されるなど、ラブホテルのイメージも多様化している傾向が見られる。しかしながら現在でも、建物の外観や広告によって性的好奇心を刺激するなど、周辺の教育環境や生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、一定の対策が必要と認められる。

2 新たな規制手法の確立について

遊技場及びラブホテルの規制については、風営法により「善良な風俗と清浄な風俗環境の保持」及び「少年の健全育成への障害行為の防止」という目的から規制がなされ一定の効果があるものと評価できる。しかし、尼崎市が目指す「人間性ゆたなか職住都市づくりの一環として、良好な住環境及び教育の整備」を目標とするまちづくりを実現する上で、次の3つの目的を確認し、これを達成するための条例システムを構築する。

① 子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全

核家族化や少子化など、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化している。特に最近では子どもを狙った誘拐事件などが多発し、子どもに対する環境保護は社会問題として注目されている。こうした状況の中で、子どもが豊かに成長していくためには、学校を中心とした良好な教育環境を保全していく必要がある。そのためには、子どもたちが学校に通学し、放課後は自宅近くの公園で遊ぶといった日常的な生活ゾーンを行政や地域社会が連帯して保護していかなければならない。

射幸心をあおる遊技場や性的好奇心を刺激するラブホテルについては、良好な子育て

て教育環境を保全する目的から、子どもたちが日常的に生活するゾーンからの一定距離の立地を規制する必要がある。

② 市民が生き生きと健康に暮らせる生活環境の保全

健康は、生涯充実した人生を送るためにかげがえのないものである。現代社会は、かつての伝染病対策から生活習慣病の予防や心身のストレス解消など、日常の生活環境を重視した健康対策に重点がおかれている。市民が生き生きと健康に暮らしていくためには、単に医療の充実だけでなく、ストレスのない健康に暮らせる生活環境を保全することが求められている。

利用客の出入りやアナウンス、音楽など営業活動に伴う騒音をもたらす遊技場や深夜に及ぶ利用客の出入りがあるラブホテルについては、市民が静穏で安心して暮らせる生活環境を阻害するおそれがあり、市民の生活環境を保護するための必要な規制を行う必要がある。

③ 良好な住環境の整備及び都市環境の形成

都市は、住み、働き、学び、憩い、遊ぶなど様々な活動を展開している。こうした様々な活動が快適に行われるためには、それぞれの機能空間が秩序よく適切に配置されることが必要である。都市計画法による用途地域指定によって一定の整備が進められているものの、本市独自の地域性に着目したきめ細かな整備や誘導を促進していく必要がある。

そのため、本市は、住環境整備条例を制定して、住宅の最低敷地面積を設定し、工業地域における住居系指向地域を指定するなど、住環境の整備及び都市環境の形成を促進している。遊技場やラブホテルは、周辺の住環境等に影響を及ぼす施設であることから、良好な住環境の整備等を図る目的から適切な地域に立地するよう規制誘導し、併せて周辺の住環境等を阻害しないための必要な協議を行う必要がある。

また、上記の目的を実現するため適正かつ合理的な規制を行うこととする。これは用途地域制度を安易に利用するような一律規制ではなく、事業者の営業活動の自由も十分視野に入れた上で、目的達成のための最小限の規制を行うものでなければならない。

規制については、風営法の規制があることとは別個に、条例により、上記3つの目的を実現するため、住居系地域の立地規制及び上記目的のための保護施設等からの距離規制を設けることを基本とする。但し、住居系地域への規制については、既に目的は異なるものの、風営法による規制があることも付言しておく。

<新たな規制手法の概要>

趣 旨	規 制 内 容	
	遊 技 場	ラブホテル
子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の保護施設等からの一定距離内の建築等を規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の保護施設等からの一定距離内の建築等を規制
市民が生き生きと健康に暮らせる生活環境の保全		
良好な住環境の整備及び都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系地域及びその周辺の建築等を規制 ・施設の敷地が接する道路幅員による建築等を規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地域以外の地域の建築等を規制

(1) 遊技場（ぱちんこ屋及びゲームセンター等）の規制について

ア 保護施設等からの距離規制

上記の目的を実現するため、現行条例で規制していない商業地域を除く地域において、次のとおり保護施設等からの距離規制を行う。

保護施設等	規制趣旨	規制内容
住居系地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	住居系地域の環境保全 (住居系地域は法律で立地等を規制している。住居系地域と隣接している場所に立地された場合、住居系地域の生活環境に影響を与えると考えられるため、住居系地域の環境保全の観点から、住居系地域から一定範囲の立地を制限する。)	住居系地域及び住居系地域の周囲100m以内の区域
学校 学校教育法第1条に規定するもの(大学を除く。)	子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全	当該施設の敷地から250m以内の区域

図書館 図書館法第2条第1項に規定するもの	子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全	当該施設の敷地から250m以内の区域
児童福祉施設 児童福祉法第7条に規定するもの	子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全と福祉の増進	当該施設の敷地から250m以内の区域
病院等 医療法第1条の5第1項に規定するもの及び有床診療所(同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの)	市民が生き生きと健康に暮らせる生活環境の保全	当該施設の敷地から250m以内の区域
公園等 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園及び公に管理する緑地等 尼崎市子ども広場の設置及び管理に関する条例第2条に規定するもの	子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全 市民が生き生きと健康に暮らせる生活環境の保全	公園等の敷地から250m以内の区域
その他市長が指定する施設 田能資料館やハーティ21など規則等で定める施設	子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全 市民が生き生きと健康に暮らせる生活環境の保全	当該施設の敷地から250m以内の区域
通学路 学校が指定する区域	子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全	通学路の側端から30m以内の区域

イ 施設の敷地が接する道路の幅員による規制

遊技場は、前述のとおり利用客による周辺道路への違法駐車・駐輪や交通渋滞が多発し、周辺環境を阻害する要因になっていることから、駐車場や駐輪施設が比較的整備された商業地域や鉄道駅周辺（徒歩利用の基準となる250m以内）以外の地域で遊技場を新たに建築する場合については、次のとおり一定の道路幅員制限を設けることにより環境の保全を図る。

商業地域及び鉄道駅から250m以内の区域を除き、幅員が12m以上の道路に施設の敷地が接しなければならない。

(2) ラブホテルの規制について

ア 用途地域による規制

現行どおり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の地域での建築等を規制する。

ラブホテルの定義は風営法で規定されており、商業地域以外の地域での立地を規制しているが、条例規制の必要性等でも指摘したとおり、法律の規制対象となっていないが実質的にラブホテルの用に供しているホテル（ラブホテル類似施設）が住宅地に立地することにより、周辺の環境に影響を及ぼしていることが問題となっている。また、住宅と商業施設が混在する近隣商業地域や住宅と工業施設が混在する準工業地域についても、現実に地域内に居住している住民の教育環境や生活環境に配慮すれば同様な規制が必要と認められるため、現行条例どおりの規制を維持していく。

イ 保護施設等からの距離規制

ラブホテルについては、教育環境及び生活環境を保全するため、保護施設等からの距離規制を行う。

保護施設等	規制趣旨	規制内容
学校 学校教育法第1条に規定するもの（大学を除く。）	子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全	当該施設の敷地から250m以内の区域
図書館 図書館法第2条第1項に規定するもの	子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全	当該施設の敷地から250m以内の区域
児童福祉施設 児童福祉法第7条に規定するもの	子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全と福祉の増進	当該施設の敷地から250m以内の区域
病院等 医療法第1条の5第1項に規定するもの及び有床診療所（同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの）	市民が生き生きと健康に暮らせる生活環境の保全	当該施設の敷地から250m以内の区域
通学路 学校が指定する区域	子どもが豊かに育つ良好な子育て教育環境の保全	通学路の側端から30m以内の区域

< 参照規定 >

学校教育法

第 1 条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

図書館法

(定義)

第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

児童福祉法

第 7 条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

医療法

第 1 条の 5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

都市公園法

(定義)

第 2 条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に掲げる公園施設を含むものとする。

1 都市計画施設（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第 2 項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

2 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロ

に該当するものを除く。)

- ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

尼崎市子ども広場の設置及び管理に関する条例

(設置、名称及び位置)

第2条 子どもの心身の健やかな成長と福祉の増進を図るための施設として子ども広場を設置する。

2 前項の子ども広場の名称及び位置については、規則で定める。

3 規制対象施設の建築等の同意に際して、設備構造等の事前協議制度の新設について

遊技場及びラブホテルの建築等について、良好な住環境の整備及び都市環境の形成を図る観点から、次の事前協議制度を新設する。

(1) 遊技場の駐輪施設等の確保についての協議

遊技場については、周辺道路上の違法駐車・駐輪が多発し、常態化しているが、特に自転車の駐輪については有効な対策が取れないことから、施設の建築等に際して、自転車収容施設の確保について協議することにより一定の対策を講じる。具体的には、遊技機の台数を基準とした自転車の駐輪施設を確保するよう規定する。

(2) 建物の外観等についての協議

遊技場及びラブホテルについては、それぞれ建物の外観が周辺の環境に影響を与えることからその対策が問題となっている。

このため、施設の建築等に際して、地域の実態に応じて建物の外観等を市と協議することにより、周辺の環境を保全するための対策を講じる。

4 規制対象施設の建築等の同意に係る審査について

現行条例では、遊技場やラブホテルの建築等の同意について必要な事項を調査審議するため、尼崎市住環境規制対象施設審査会を設置しているが、審査会では主に規制対象施設の判断に限定した審査を行っているため、その存在意義や機能のあり方を含めた見直しを検討すべきである。

遊技場やラブホテルの建築等の同意に係る審査については、審査会が行う同意にあたっての必要な調査審議だけに限定することなく、社会情勢の変化に応じ、尼崎市の住環境整備といった幅広い視点に立った審議や調整を行えるよう機能を拡大していく必要がある。

そのため、同様な機能を有する附属機関として尼崎市住環境整備条例に基づく尼崎市住環境整備審議会が設置されていることから、当該調査審議機能を尼崎市住環境整備審議会に統合し、弾力的な運営を図る。

なお、住環境整備審議会に機能統合する場合には、規制対象施設の判断だけでなく、住環境整備に係る次の調査審議等機能をもたせる。

- ・ 市長が建築等の同意又は不同意を行うにあたって、必要があると認める場合に意見を求める。
- ・ 社会情勢の変化に応じた規制対象施設の定義その他必要な施設・設備基準の見直し等を調査審議する。

<現行条例>

(審査会の設置)

第6条 第3条第1項の同意について必要な事項を調査審議させるため、尼崎市住環境規制対象施設審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民の代表者

4 前各項に定めるもののほか、委員の任期並びに審査会の組織及び運営については、規則で定める。

5 建築等の同意に係る周辺住民等への参画機会の確保と事前周知について

住環境あるいは青少年が健全に育成する環境を維持形成していくためには、地域住民の参画が重要である。そこで、条例は保護施設からの距離規制を行うことによって教育環境や生活環境の保全を目的としているが、遊技場やラブホテルが周辺に及ぼす影響を考えた場合、規制を受けない地域であっても地域の実態に応じた環境に配慮する必要がある。

また、従来から当該施設の建築等については、事前説明不足を理由とする周辺住民等とのトラブルが問題となっており、建築紛争を未然に防止し、建築敷地周辺の環境の整備についての必要な協議を行う場を設ける必要がある。

このため、建築等の規制を受けない地域に対する周辺住民等の参画機会を確保するための制度として、建築等の同意に際して、周辺住民等への建築計画の事前周知制度を新たに創設することにより、地域の実態に応じた環境への配慮や建築紛争の未然防止を図る。

<周辺住民等への事前周知制度の基本案>

- ① 遊技場又はラブホテルの建築等の事業者は、同意申請を行う30日前までに事業予定地の公衆の見やすい場所に事業の概要等を記載した表示板を設置する。
- ② 事業者は、事業によって影響を受けるおそれのある住民に対して、表示板を設置した日から14日を経過した日以後に説明会を開催する。
- ③ 事業者は、説明会の結果報告書を作成して、同意申請の際に提出する。

6 実効性の確保について

条例の実効性を確保するため、条例違反に係る公表及び罰則規定を創設する必要がある。

- ・ 同意を得ずに建築等を行おうとする者、虚偽の届出を行った者
- ・ 命令に違反した者

以 上

参考
条例の見直しによる規制内容新旧対照表

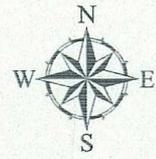
用途地域	現行 条例	遊技場（ばちんこ屋・ゲームセンター等）	
		今回の答申（案）	※道路幅員による規制
住居系地域	×	×	
近隣商業 地域	×	○	×
商業地域	○	○	無
準工業地域	×	○	×
工業地域	×	○	×
工業専用 地域	-	-	-

※ 道路幅員による規制

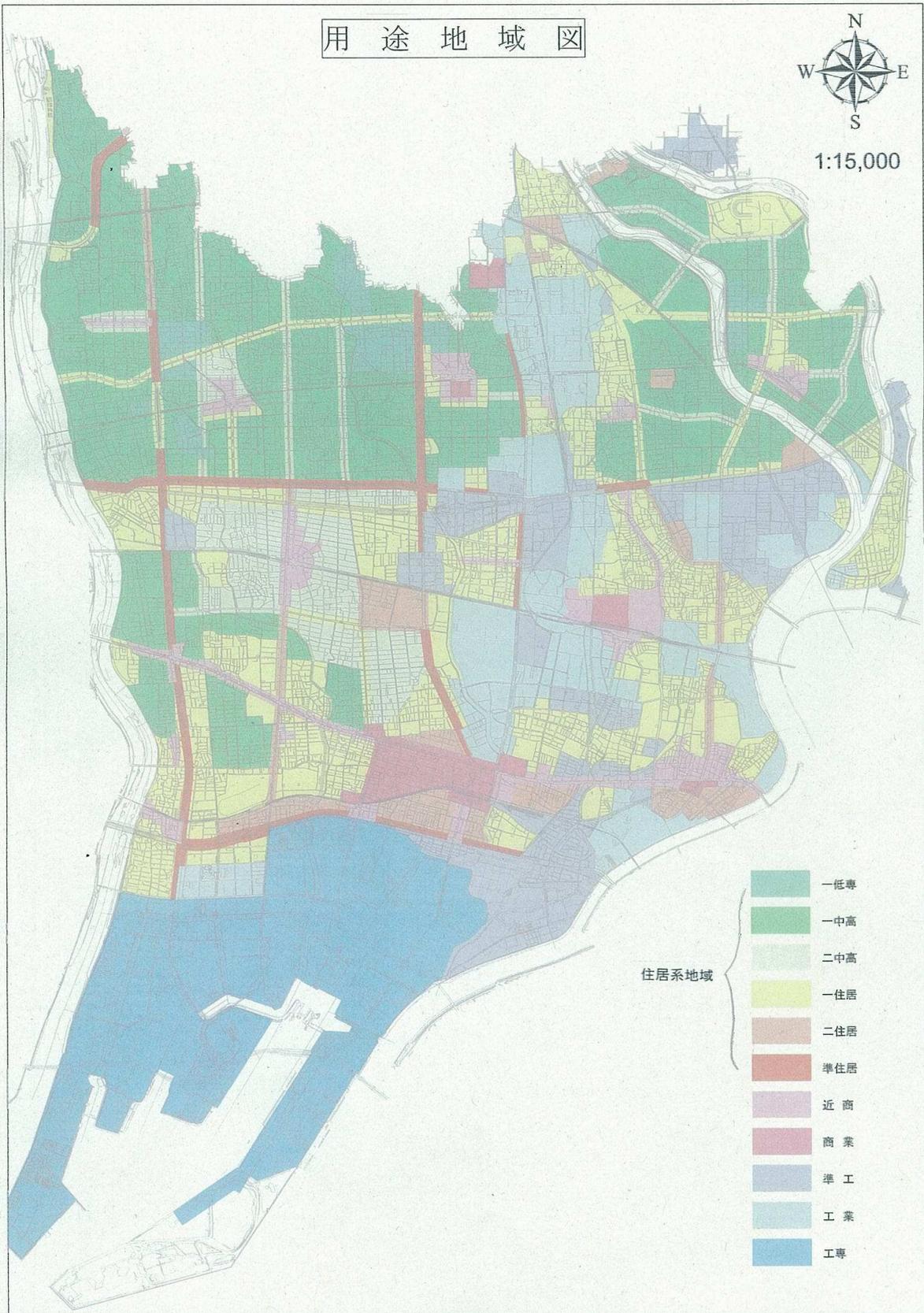
鉄道駅から250m以内の地域を除き、幅員12m以上の道路に施設の敷地が接しなければならぬ。

用途地域	現行 条例	ラブホテル（ラブホテル類似施設を含む。）	
		今回の答申（案）	保護施設からの距離規制
住居系地域	×	×	
近隣商業 地域	×	×	
商業地域	○	○	・学校等施設から250m以内 (通学路は側端から30m以 内)
準工業地域	×	×	
工業地域	×	×	
工業専用 地域	×	×	

用途地域図



1:15,000



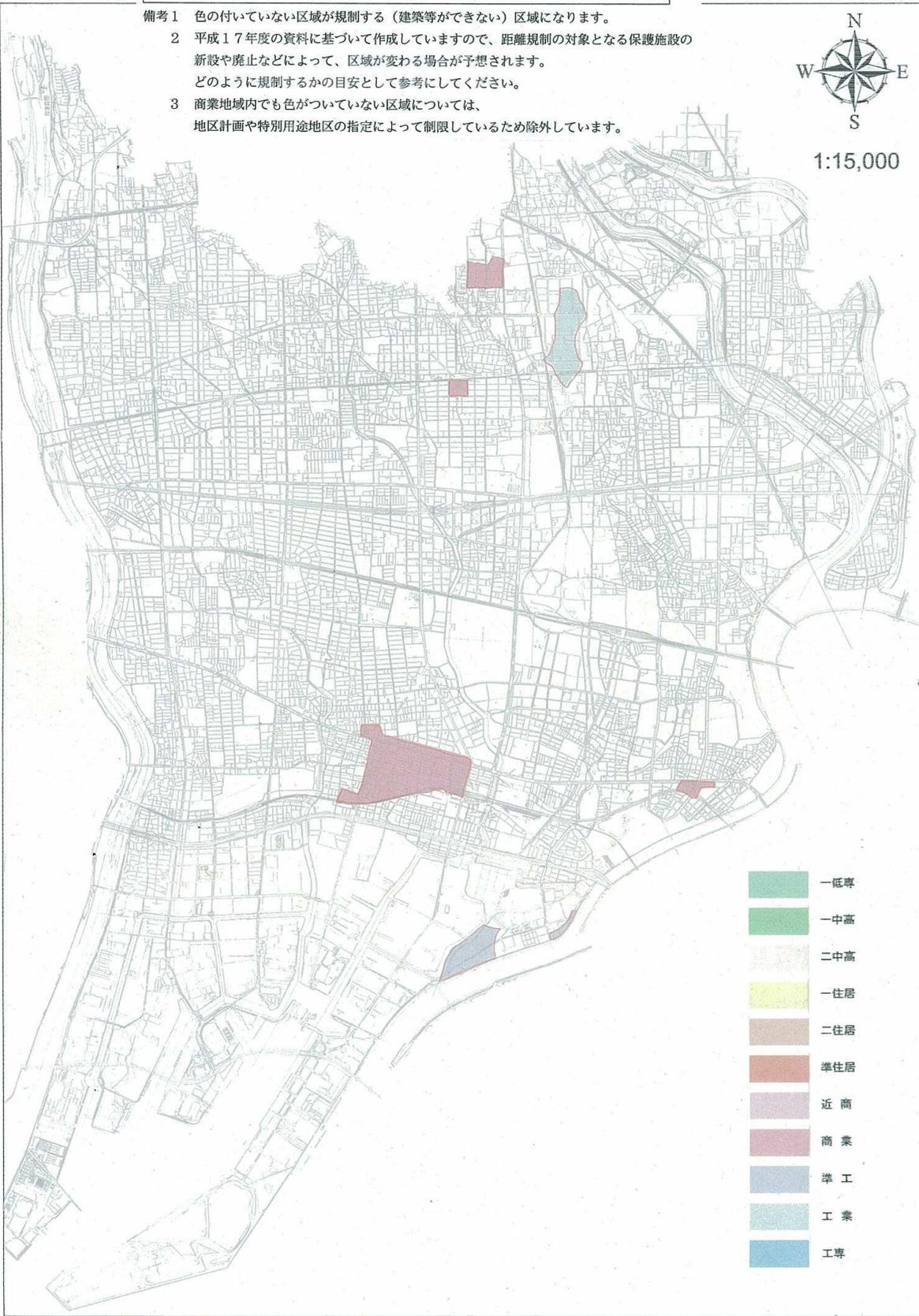
条例見直し案による 遊技場規制地域図

参考

- 備考1 色の付いていない区域が規制する（建築等ができない）区域になります。
- 2 平成17年度の資料に基づいて作成していますので、距離規制の対象となる保護施設の新設や廃止などによって、区域が変わる場合が予想されます。どのように規制するかを目安として参考にしてください。
- 3 商業地域内でも色がついていない区域については、地区計画や特別用途地区の指定によって制限しているため除外しています。



1:15,000



- 一低専
- 一中高
- 二中高
- 一住居
- 二住居
- 準住居
- 近商
- 商業
- 準工
- 工業
- 工専

条例見直し案による ラブホテル規制地域図

参考

- 備考 1 色の付いていない区域が規制する（建築等ができない）区域になります。
 2 平成17年度の資料に基づいて作成していますので、距離規制の対象となる保護施設の新設や廃止などによって、区域が変わる場合がございます。
 どのように規制するかの目安として参考にしてください。



1:15,000



おわりに

尼崎市のまちづくりの実情や地域の特性を踏まえながら、遊技場やラブホテルがもたらす影響を判断した上で、現行条例のあり方について提言を行った。提言は、合理的かつ必要最小限のものとするよう留意した。提言は、一定の範囲からであり、今回の提言についても、今後の社会情勢の変化に応じて見直し等を行う必要があると考えられるので、一定の期間が経過するごとに見直し等を検討することが望まれる。

住環境の形成と整備については、近年、誘導と規制の手法が整えられつつある。都市計画法に基づく地区計画制度の活用等があり、地区計画の決定等住民が主体となってまちづくりを進めていくことができるようになった。都市計画法等の他の規制と誘導を連携させながら、都市施設の建築誘導と規制について協議していく必要がある。

資 料

尼崎市住環境整備審議会

会 長 様

尼 崎 市 長

白 井 文

尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例のあり方について（諮問）

本市では、風俗営業に係る遊技場（パチンコ店、ゲームセンター）及びラブホテルの無秩序な建設計画に対する住環境等の保全を図るため、昭和58年9月に尼崎市住環境整備制度審議会からの部分答申を受けて、同年10月から「尼崎市住環境及び教育環境の阻害事業の規制に関する要綱」を実施し、同年12月には要綱を条例化した「尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例」を制定して、当該施設の建築規制を行ってまいりました。

しかしながら、大幅な改正を行うことなく20年以上が経過し、他都市においてパチンコ店などの風俗営業施設の規制条例に対する訴訟が提起されるなど、現行の条例では適切な対応が困難な部分が生じております。

つきましては、次の事項について貴審議会に諮問いたします。

尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例のあり方について

現行の条例では、遊技場（パチンコ店、ゲームセンター）及びラブホテルについて商業地域以外での建築等を規制しておりますが、他都市においては、同様な規制条例の違法性が争われた訴訟が提起されたことを契機として条例改正が行われております。本市におきましても現行では用途地域のみでの規制となっているため、法律による規制とは異なる観点による、本市の実情等を考慮した規制の見直しを行う必要があると思われまますので、「尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例」のあり方を諮問するものです。

以 上

（開発指導課）

○ 尼崎市住環境整備審議会「尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例のあり方について」の審議会経過

年 月 日	会 議	内 容
平成17年11月14日	審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例のあり方について」諮問 ・諮問事項に係る現況説明
平成17年12月7日	部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項についての審議 条例の目的と規制するうえでの理由づけについて
平成18年1月24日	部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項についての審議 条例のあり方についての基本骨子案（その1）について
平成18年2月22日	部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項についての審議 法令とは異なる条例の趣旨に合った規制の目的について 条例の目的に合致した保護施設等について 現行のラブホテル類似施設の要件について
平成18年3月17日	部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項についての審議 条例のあり方についての基本骨子案（その2）について ラブホテル類似施設の規制について
平成18年4月10日	部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会報告案について ・条例の趣旨、規制の目的について
平成18年4月24日	審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会報告について
平成18年5月15日	部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案の作成について ・パブリックコメントの実施について
平成18年6月30日	審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例のあり方について」答申案の審議

<尼崎市住環境整備審議会委員名簿>

(順不同)

区 分	氏 名	役 職 ・ 職 名
学識経験者	◎ 多 胡 進	大阪市立大学名誉教授 (建築計画)
	○ 荏 原 明 則	関西学院大学大学院司法研究科教授 (行政法)
	杉 山 茂 一	大阪市立大学大学院工学研究科教授 (建築計画)
	和 田 真理子	兵庫県立大学経済学部経済学科助教授 (経済学)
	宮 内 俊 江	弁護士
市議会議員	開 康 生	市議会議員
	今 西 恵 子	市議会議員
	北 村 章 治	市議会議員
	寺 坂 美 一	市議会議員
市民代表	右 下 厚 子	小田地区民生児童委員協議会 会長
	祇 園 三千代	園田地区婦人連絡協議会 会長
	佐 野 正 仁	(社)兵庫県建築士事務所協会阪神支部 支部長
産業界代表	川 上 司 郎	(株)日立プラントテクノロジー取締役
	程 能 昌 美	三洋工業(株) 取締役

(◎は会長、○は副会長)

<尼崎市住環境整備審議会部会委員名簿>

(順不同)

区 分	氏 名	役 職 ・ 職 名
学識経験者	多 胡 進	大阪市立大学名誉教授 (建築計画)
	◎ 荏 原 明 則	関西学院大学大学院司法研究科教授 (行政法)
	杉 山 茂 一	大阪市立大学大学院工学研究科教授 (建築計画)
	和 田 真理子	兵庫県立大学経済学部経済学科助教授 (経済学)
	宮 内 俊 江	弁護士
市民代表	佐 野 正 仁	(社)兵庫県建築士事務所協会阪神支部 支部長

(◎は部会長)